

須賀川市議会議員の請負の状況の公表に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、須賀川市議会議員（以下「議員」という。）が、須賀川市に対し請負（地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2に規定する請負をいう。以下同じ。）をする者及びその支配人であり、各会計年度において支払を受ける当該請負の対価の総額が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第121条の2に規定する額を超えない場合、当該請負の状況を公表すること等により、透明性を確保し、議会運営の公正及び事務執行の適正を図ることを目的とする。

（報告）

第2条 議員は、毎年6月1日から同月30日までの間（当該期間内に議会の解散又は議員の任期満了により議員でない期間がある者で、議会の解散又は議員の任期満了による選挙により再び議員となった者にあつては、再び議員となった日から起算して30日を経過する日までの間）に、当該6月30日の属する会計年度の前会計年度（議員である期間に限る。第1号エにおいて同じ。）における須賀川市に対する請負（当該前会計年度において支払を受けたものに限る。）について、請負状況等報告書（第1号様式）により議長に対し、次に掲げる事項を報告しなければならない。

（1） 請負ごとに、それぞれ次に掲げる事項

- ア 対象とする役務、物件等
- イ 契約締結日
- ウ 契約金額（契約金額が定められている請負に限る。）
- エ 支払を受けた総額

（2） 前号エに掲げる額の合計額

2 議員は、前項の規定による報告を訂正する必要があるときは、訂正届（第2号様式）により議長に対し、当該訂正の内容を届け出なければならない。

（報告の一覧の作成及び公表）

第3条 議長は、前条第1項の規定による報告（前条第2項の規定による訂正があつた場合は、当該訂正後の報告）の一覧を作成し、公表しなければならない。

2 前項の規定による報告の一覧の公表は、市議会ホームページへの掲載その他適切な方法により行うものとする。

3 議長は、第1項の規定による報告の一覧の公表後に、当該一覧を訂正するときは、削った部分を読むことのできるように字体を残さなければならない。

（報告の一覧の保存及び閲覧）

第4条 前条の報告の一覧は、議長において、当該報告をすべき期限の翌日から起算して5年を経過する日の属する年度の3月31日まで保存しなければならない。

2 何人も、前項の規定により保存されている報告の一覧の閲覧をすることができる。

3 第1項の規定による報告の一覧は、第2条第1項の規定による報告をすべき期限の翌日から起算して14日を経過する日の翌日から、議会図書室に常時設置し、閲覧に供するものとする。

（期限等の特例）

第5条 第2条第1項の規定による報告をすべき期限が、須賀川市の休日を定める条例（平成元年須賀川市条例第17号）第1条に規定する休日（次項において「休日」という。）に当たるときは、その日の翌日を期限とする。

2 前条第3項の規定により閲覧をすることができる最初の日（以下この項において「閲覧開始日」という。）が、休日に当たるときは、その日の翌日を閲覧開始日とする。

（委任）

第6条 この規程に定めるもののほか、請負の状況の公表に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規程は、令和6年9月1日から施行する。

第 1 号様式（第 2 条関係）

年 月 日

須賀川市議会議長 様

須賀川市議会議員

請負状況等報告書

契約締結日	対象とする役務、 物件等	契約金額（円） （単価契約であ る場合はその旨）	昨年度（会計年 度）に支払を受け た額（円）
支払を受けた総額		円	

（注） 契約金額及び支払を受けた額は消費税及び地方消費税込みの額を記入

第2号様式（第2条関係）

年 月 日

須賀川市議会議長 様

須賀川市議会議員

訂正届

須賀川市議会議員の請負の状況の公表に関する規程第2条第2項の規定により、次のとおり訂正届を提出します。

1 訂正箇所

2 訂正の理由